

事業者募集要領等に関する説明会 質疑応答

質問1：（仮称）中島第1団地の8000㎡の整備イメージについて知りたい。

回答： 復興公営住宅とは別の将来的な計画があるため、住宅配置は可能な限り敷地の下側（南西側）に集約することが望ましい。将来計画の具体的内容は未定であるが、余白を残す設計が推奨される。

質問2： 将来的な別計画があるとのことだが、日影等考慮すべきものはあるか。

回答： 現時点では、日影規制等の特別な考慮は不要。将来的な計画は未定であり、設計に影響する具体的な制約は存在しない。

質問3： 提案にあたり、地盤調査は各事業者で行う必要があるか。提案前に地盤調査を行えるか。

回答： 地盤調査は事業費に含まれているものである。提案段階において地盤調査を実施することは困難であると考えられる。プレゼンテーションを経て候補者が選定され、その後に設計が開始される流れとなる。その期間中に地盤調査を進め、設計が完了した段階で最終的な金額を確定し、売買契約を締結する仕組みである。このような流れを想定しているため、当該点について理解いただきたい。

質問4： 2戸1棟長屋住宅の構造において、異なる間取りでの併用等を考えているか

回答： 原則として間取りや用途は統一すること。2LDKと3LDKを接続するような設計は避ける。車椅子専用住宅を同一用途で配置すること。

質問5： 造成部分について、土木事業者と共同で進めたいが、実績がない場合は連合体での参加は可能か

回答： 基本的には、設計事業者と建築施工事業者による構成とする。建築施工事業者の中に、土木事業者を含めるものとする。設計事業者と建築施工事業者がジョイントを組み、その建築施工事業者の中に土木事業者を内包する形で提案することが望ましい。なお、土木事業者の事業規模に関する基準は特に設けないものとし、建築施工事業者が土木事業者を内包していれば、それで差し支えない。